別表第一の六中「平成三二年三月三一日」を「令和三年三月三一日」に改める。

別表第一の八中「生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置」を「豚肉等に係る特別緊急関税」に、「平成三二年三月三一日」を「令和三年三月三一日」に改め、同表第〇一〇三・九二号中「同表第一項第三号」を「同表第一項第二号」に改める。

別表第一の八第〇二〇三・一一号中「同表第二項第三号」を「同表第二項第二号」に改め、同表第〇二〇三・一二号中「同表第三項第三号」を「同表第三項第二号」に改める。

別表第一の八第〇二一〇・一一号中「同表第四項第三号」を「同表第四項第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中関税法附則に一項を加える改正規定並びに第三条及び第四条の規定　令和二年十月一日

二　第二条中関税法附則第三項から第六項までの改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一条第二号に定める日

三　第二条中関税法第七条の九第二項の改正規定、第六十七条の八第二項の改正規定及び第百五条の二の改正規定（同条の表第七十四条の十一第一項の項の改正規定を除く。）　所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に定める日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法（次項及び第三項において「新関税法」という。）第十四条第三項及び第五項の規定は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に同条第七項に規定する法定納期限等が到来する関税について適用する。

2　新関税法第十四条の二第一項及び第二項の規定（同条第一項の規定を輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下この項において「輸徴法」という。）第二十条において準用する場合を含む。）は、施行日以後に新関税法第十四条第七項に規定する法定納期限等が到来する関税及び内国消費税（輸徴法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の関税法第十四条第五項に規定する法定納期限等が到来する関税及び内国消費税については、なお従前の例による。

3　新関税法附則第三項から第六項までの規定は、これらの規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金のうち前条第二号に定める日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞税及び還付加算金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第五条　環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中関税暫定措置法第七条の五の改正規定を削る。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八号

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号、第五条の四第一項第一号及び第三十二条の二並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第八号中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十七年度及び」を削り、同条第二項中「並びに法」を「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法」に改め、同条第三項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「並びに法」を「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の法」に改め、同条に次の一項を加える。

4　令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

附則第十条（見出しを含む。）中「平成二十七年度及び」を削る。

附則第十三条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十四条（見出しを含む。）中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十五条を削る。

附則第十六条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十七条（見出しを含む。）中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条を附則第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和三年度から令和五年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十七条　令和三年度から令和五年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第四項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十八条（見出しを含む。）中「平成三十三年度」を「令和六年度」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。